

苫小牧市消費者センタークイズ！？

苫小牧市消費者センターに関するクイズを出題します。全問正解者の中から**10名**の方に、消費者センター等に関するグッズ(1000円相当)を粗品として進呈します。
 応募は、**2月14日(火)**まで、ハガキ、メール、FAX、持参でも受付します。
 正解者の方には、担当からお電話を差し上げます。

＜応募・問合せ先＞

〒053-0021 若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階
 市民生活課消費生活担当 電話:32-6306 FAX:36-3606
 メール:siminseikat@city.tomakomai.hokkaido.jp

～ あてはまるものを全て選んでください ～

クイズ1 苫小牧市消費者センターは、なにをしている機関ですか。

- 1 消費者トラブル等の問題解決のためのアドバイスをする
- 2 消費者トラブル等の注意喚起の情報発信をする
- 3 消費者トラブル等の事例等を基に啓発や出前講座をする

クイズ2 苫小牧市消費者センターは、どんな相談を受ける機関ですか。

- 1 訪問販売や販売方法などのトラブル
- 2 契約全般に関するトラブル
- 3 架空請求や不当請求などのトラブル
- 4 日常生活上のあらゆる消費者トラブル

クイズ3 苫小牧市消費者センターの所在地は、どこでしょうか

- 1 苫小牧市役所内 (旭町4丁目5番6号)
- 2 苫小牧市民活動センター3階(若草町3丁目3番8号)
- 3 苫小牧警察署内 (旭町3丁目5番12号)

苫小牧市消費者センター 電話33-6510
 相談受付：平日8時45分～17時15分
 住所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階



ひとりで悩まず、まずは相談してください

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局
 (苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

苫小牧市消費者センターをご存知ですか？

苫小牧市消費者センターは、市が運営する消費者のための相談機関です。相談業務のほかに消費者教育・啓発の情報提供や、地域や学校に出向き「**出前講座**」などを実施しています。

～苫小牧市消費者センターでは、こんな相談を受けています～

契約に関するトラブル	強引な勧誘を受けて契約をしたが、やっぱりやめたい。解約をしようとしたら高額な違約金を請求された。
点検商法トラブル	屋根や床下、排水管など、無料で点検し状態が悪いと「不安をあおり」強引に契約させられた。
切り替え勧誘	自分の意志に反して、光回線、新聞購読、電気やガスの契約を強引に切り替えされた。
商品に関するトラブル	通信販売等で商品を購入したが、届いた商品がカタログと違う。新品の商品を使っていたら壊れてケガをしてしまった。

上記は、ほんの一例です。相談できる内容かどうか判らない場合でも遠慮なく消費者センターまで、お電話ください。 電話 33-6510

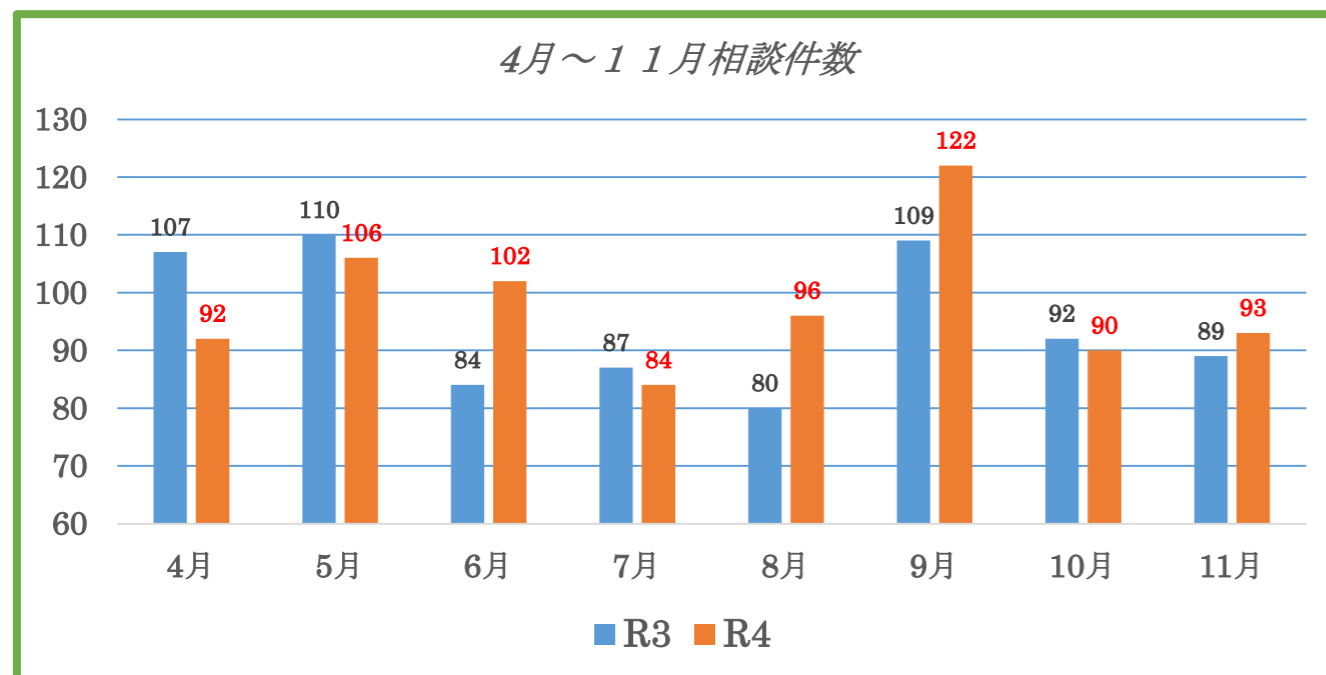
苫小牧市消費者センター

住所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階
 相談受付：平日8時45分～17時15分
 第2・第4金曜日は、20時00分まで
 電話33-6510 (上記トラブル相談など)
 電話32-6119 (多重債務相談など)

4月～11月の相談件数は785件と微増！

苫小牧市消費者センターが受けた相談件数

下記のグラフは、令和4年4月から11月の間に消費生活相談を受けた月別件数となっています。この期間の総件数は、758件で前年同期間より27件の増加となりました。



相談の特徴としては

令和4年度の特徴として、8月、9月の相談件数が前年度と比較し増加しています。

相談の内容としては、外でのマスク着用が緩和されたことから「ファンデーションや美容液など化粧品」に関する相談が増加しています。また、家庭で過ごす時間が多くなっていることから、家電・新聞購読・DVD・書籍等に関する相談、クレジットカード・カードローンなどの金融相談も増加傾向にあります。



ひとりで悩まず、まずは相談してください

判断能力が不十分な高齢者の

被害が増加しています

～ご家族やお友達は、だいじょうぶですか～

移動制限のない中で、年末年始に久々に帰省をされた方もいると思いますが、以前の実家と比べて何か変わっていたことや異変は、ありませんでしたか？

ご本人（当事者）は、被害にあっていることに気づきにくいため、周りの方が「本人の様子」や「家の異変」に気づいてあげることが大切です。下記に事例を掲載しましたので参考にしてください。

下記にあてはまる事例はありましたか？

- ①部屋の中に健康食品等の箱が山積みになっていた
- ②新しく購入した布団が何組もあった
- ③健康器具など、新しく購入した商品が増えていた
- ④以前と違う新聞紙（社）の購読になっていた
- ⑤部屋にあるイスなど、家具がかわっていた
- ⑥見慣れない業者の名刺やカレンダーが置いてあった
- ⑦大事な貴金属類が、無くなっていた

上記は、ほんの一例です。

まずは、問い詰めずに、ご本人（当事者）に声掛けをしてみてください。怪しいと思ったら「相談を勧める」また「家族が相談する」のどちらでも構いませんので、「消費者センター」にご相談ください。どんな些細なことや情報提供だけでも構いませんので、お気軽に消費者センターを活用してください。



ひとりで悩まず、まずは相談してください